

2015年ミラノ国際博覧会における徳島県催事開催業務の公募について

1 委託業務名

2015年ミラノ国際博覧会における徳島県催事開催業務

2 目的及び概要

平成27年(2015年)5月1日からイタリア共和国のミラノで開催されている「2015年ミラノ国際博覧会」の「日本館イベント広場」に9月6日～9月9日までの4日間出展し、徳島県の食や観光の魅力を世界に発信し、欧州地域への食品等の輸出拡大や、欧州地域からの観光誘客を図ることとしている。

については、当該催事実施のため、以下のとおり委託先企業を募集する。

3 事業実施形態

委託事業（本事業に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結）

4 業務委託期間

契約締結の日から平成27年12月28日まで

5 委託業務内容

上記目的を達成するため、業務を委託する内容は次のとおり。

(1) 事前業務

- ①催事進行スケジュール、台本、運営マニュアル策定
- ②通訳等を含む人員配置計画策定
- ③展示物等の輸送スケジュール策定、輸送
- ④必要備品の調達・装飾等の実施（6③の展示パネルを含む）
- ⑤既存映像の編集
- ⑥現地の日本人会等を活用した広報
- ⑦その他関連業務

(2) 開催業務

- ①通訳等を含む人員手配（ステージイベントに係る出演者を除く）
- ②催事運営

(3) facebook（イタリア語）を活用した情報発信（45回以上）

(4) 報告書作成

6 催事実施計画

期間中の催事内容は以下のとおりとする。

- ①コンセプト：「日本の青！徳島」
- ②ステージイベント
 - ・オープニングセレモニー
 - ・徳島&イタリア料理競演
 - ・三番叟回し、箱回し公演
 - ・徳島産業体験（LED体験（ルミネキャンバス）、藍染製品、阿波和紙）
 - ・徳島地酒テイasting
 - ・神山しずくプロジェクト紹介
 - ・藍染ファッションショー
 - ・阿波藍紹介
 - ・映像放映（観光・食・文化・マチアソビ等）
- ③展示
 - ・観光パネル
 - ・名産品パネル
 - ・4K映像放映（阿波おどり他）
 - ・工芸品（木工・藍染・和紙・大谷焼）
 - ・試飲・試食
- ④LEDを用いた装飾

7 委託金額の上限

11,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

8 全業務に係る要求

- (1) 各業務に係る実施体制を整備すること。
- (2) 個人情報保護の規定を備え遵守すること。
- (3) 活動の計画及び実施状況等の報告を随時、県に行うこと。

9 見積書の提出等について

(1) 全体経費の見積書に加え、事業実施体制・事業実施スケジュールを含む計画書及び海外での催事開催等に関する実績を提出すること。

(2) 見積書の提出者の資格

① 応募手続に参加し見積書を提出しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていないものであること。

ウ 会社更生法（昭和27年法律第172条）に基づく更生手続き開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始又は破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続き中である者でないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、また、自己の組織の役員等が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(3) 見積書の提出期間、提出先、提出方法

① 提出期間 平成27年6月1日(月) 午後5時必着

- ② 提出書類
- ・ 見積書
 - ・ 提出者の概要に関する次のすべて資料
 - ア) 事業報告書又は団体の活動内容がわかる書類
 - イ) 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
 - ウ) 直近の決算書
 - ・ 実施計画書（実施体制、実施スケジュール）
 - ・ 過去の実績
- ③ 提出先 「12担当部局」に同じ
- ④ 提出部数 紙媒体10部 電子媒体1部
- ⑤ 提出方法 企画提案書を持参又は郵送（書留郵便に限る）によること

(4) 業務に関する質問

○ 受付期間 平成27年5月21日（木）午前9時30分から
平成27年5月26日（火）午後5時まで

○ 提出先 「12担当部局」に同じ

○ 提出方法 ファクシミリまたは電子メールにより「12担当部局」まで送付する。※回答は平成27年5月28日（木）までに電子メール又はファクシミリで行う。

10 委託事業者の選定について

(1) 審査の方法

複数の有識者の意見を聴取し選定する。なお、必要に応じ提出者に説明を依頼することがある。

(2) 審査結果の通知

審査結果はすべての提出者に対し、文書により通知する。(6月上旬予定)

(3) 契約の締結

徳島県と委託事業者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき委託契約を締結する。

なお、委託業務の実施に際して、提出書類の内容をそのまま実施することを保障するものではない。委託事業者との協議が整わなかった場合、次点者に選定された者が改めて徳島県と協議を行うものとする。

1 1 費用負担

見積書の作成、提出及び審査の際の費用は、すべて提出者の負担とする。

1 2 担当部局(問い合わせ先・企画提案書提出先)

徳島県商工労働観光部国際戦略課 坂本
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2337 ファクシミリ 088-621-2851
メール sakamoto_mitsuru_1@pref.tokushima.lg.jp